

垂井町第3次男女共同参画プラン

一人ひとりの人権が尊重され、
誰もが自分らしく輝くまち

概要版

垂井町

令和5年3月

プラン策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）

本町では、平成15年1月に「垂井町男女共同参画プラン」、平成25年3月に「垂井町第2次男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会を実現するための計画を推進してきました。

しかし、近年の人口減少や少子高齢化の進行、燃料費などの物価高騰や新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響、グローバル化による産業競争の激化などにより経済社会情勢が大きく変化しています。さらには、雇用の不安定化、貧困・格差の拡大など、男女共同参画に関する課題は多様化してきています。

このような状況の中、これまでの取組とその実施状況を踏まえ、新たな課題に対応するとともに、男女共同参画社会を総合的かつ計画的に推進するため、「垂井町第3次男女共同参画プラン」を策定しました。

プランの期間

本プランの期間は、令和5年度（2023年度）～令和14年度（2032年度）までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化や取組の進捗状況などに応じて、柔軟にプランの見直しを行います。

プランの位置付け

本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けるとともに、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」、DV防止法第2条の3第3項に基づく「DV対策の基本計画」として位置付けます。

また、本プランは、「垂井町第6次総合計画」を上位計画とし、その他の分野別計画との整合性を考慮するとともに、国の「第5次男女共同参画基本計画」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」や岐阜県の「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」、「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次）」を踏まえて策定します。

SDGsに関連する取組

SDGsとは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12年までの国際目標です。SDGsには、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残されないことを誓っています。

本プランでは、各施策において、関連する目標の実現を目指していきます。



基本理念

近年の人口減少や少子高齢化の進行による人口構成の大きな変化、家庭のあり方の変化、個人の価値観が多様化する中、男女が互いに個人を尊重しつつ、多様な性が認められ、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

新たな男女共同参画プランの策定にあたっては、これまでの基本的な考え方を継承するとともに、あらゆる分野で男女共同参画の意識や視点を持ち、一人ひとりが性別に関係なく、誰もが尊重され、多様な生き方を実現できる社会を目指し、基本理念を次のとおりとします。

一人ひとりの人権が尊重され、 誰もが自分らしく輝くまち



基本目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革の推進

人権と男女共同参画に関する固定的な役割分担意識などの意識改革を一層進めるため、男女共同参画の広報、啓発活動の充実を図ります。また、旧来の社会制度や慣行に捉われない意識と多様な「性的指向・性自認」の理解を幼少期から啓発するなど、幅広い年齢層を対象とした男女共同参画意識の理解促進を図ります。

基本目標Ⅱ 誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり

働きたい人が性別に関わりなく個性と能力を発揮できる機会の確保とともに、あらゆるハラスメントを許さない職場環境の整備、女性活躍推進法に基づいた女性の就労環境改善、自治会やまちづくり協議会など地域に根ざした団体における女性の参画がさらに進むとともに、誰もが積極的に地域活動に参画し、互いに支え合う地域づくりを推進します。

基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心を感じることができる暮らしの実現

性別、年齢、障がいの有無、国籍、性的指向・性自認などに関わらず、誰もが主体的に社会に参画し、社会から孤立することなく、安心して暮らすことができるよう、一人ひとりのニーズに応じた支援に取り組みます。

施策体系

基本目標	施策の方向	具体的施策	事業名	
I 男女共同参画に向けた意識改革の推進	1 男女共同参画に向けた意識改革の推進	(1)男女共同参画に関する広報、啓発の充実	①広報紙、ホームページなどによる周知・啓発 ②人権フォーラムの開催による啓発 ③人権週間などを活用した啓発	
	2 男女共同参画に向けた教育の推進	(1)学校などにおける人権教育及び男女共同参画の推進	④学校などにおける男女共同参画に向けた教育の推進 ⑤男女共同参画の視点に立った情報教育、進路指導の推進 ⑥人権に関する教育 ⑦教職員などを対象とした研修の充実	
		(2)生涯を通じた男女共同参画に関する学習機会の充実	⑧生涯学習の推進 ⑨関連図書・学習資料の充実	
	II 誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	3 雇用などにおける女性活躍の推進【女性活躍推進計画】	(1)就労の場における男女共同参画の促進	⑩就労の場における男女共同参画の促進
			(2)女性の再就職などの支援	⑪女性の再就職・起業支援
4 政策・方針など決定過程への男女共同参画の促進		(3)農林業、商工自営業における女性の能力発揮支援	⑫農林業・商工自営業に従事する女性の支援	
		(4)職場におけるハラスメントの防止	⑬あらゆるハラスメントの防止対策の推進	
5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境づくり		(1)審議会などへの女性の登用の推進	⑭各種審議会などへの女性委員の登用促進	
	(2)管理職への女性の積極的登用の推進	⑮管理職への登用や人材育成などの推進		
	(1)多様なニーズに対応した子育て支援の充実	⑯多様な保育サービスの提供 ⑰子どもの居場所づくりの確保		
	(2)男性の育児・介護参画の支援	⑱育児休業・介護休業制度の取得に向けた啓発 ⑲男性の育児・介護などへの参画の促進		
(3)介護を支援する環境の整備	⑳介護サービスの充実 ㉑障がい福祉サービスなどの充実			
(4)事業所などに対する啓発と取組への支援	㉒仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方、男女雇用機会均等法の普及啓発			

基本目標	施策の方向	具体的施策	事業名
II 誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり	6 地域活動における男女共同参画の促進	(1)地域活動における男女共同参画の推進	②地域活動・社会活動団体における男女共同参画の推進 ④男女共同参画の実現を目指した活動支援
		(2)防災における男女共同参画の推進	⑤地域防災体制への男女共同参画及び多様な人々の視点での活動の推進
III 誰もが安全・安心を感じることができるとの暮らしの実現	7 あらゆる暴力の根絶【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画】	(1)DV・ハラスメントの防止・啓発の推進	⑥広報紙、パンフレットなどによる啓発 ⑦関係機関との連携強化 ⑧人権に関する教育（再掲） ⑨児童虐待の未然防止の推進
	8 生涯を通じた健康支援	(2)安心して相談できる体制の整備	⑩相談体制の充実
		(3)被害者支援体制の充実	⑪被害者の支援に向けた関係機関との連携
	9 複合的に困難を抱える人への支援	(1)ライフステージに応じた健康づくりの推進	⑫疾病予防や重症化対策の推進 ⑬スポーツの振興・普及
		(2)性と生殖に関する健康支援の充実	⑭母子保健サービスなどの充実 ⑮性と生殖の健康・権利（※1リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）などに関する学習機会の提供
		(1)自立のための支援	⑯さまざまな困難を抱える人に対する支援
(2)多様な主体が安心して暮らせる環境の整備		⑰「ダイバーシティ※2」社会の推進 ⑱「パートナーシップ制度※3」などの取組の調査研究	

※1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ:1994年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び1995年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程すべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。また、リプロダクティブ・ライツは、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされています。

※2 ダイバーシティ：性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な人材を生かし、最大限の能力を発揮させようという考え方

※3 パートナーシップ制度：各自治体が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め証明書を発行する制度

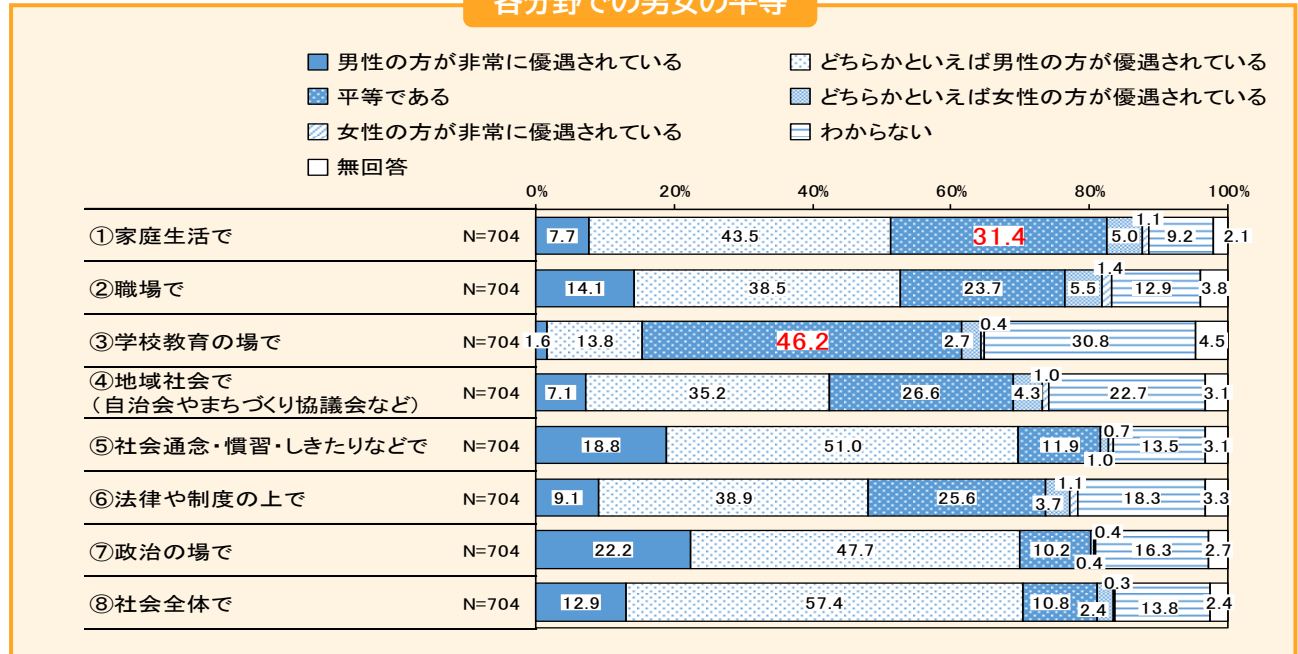
基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革の推進

垂井町の現状

住民意識調査によると、「各分野での男女の平等」については、「平等である」との認識は、「③学校教育の場で」(46.2%)、「①家庭生活で」(31.4%)と多く、一方で「⑤社会通念・慣習・しきたりなどで」「⑧社会全体で」「⑦政治の場で」では10%台にとどまっています。

長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識が依然としてみられ、男女共同参画社会の実現には、多くの課題を残していることがうかがえます。

各分野での男女の平等



主な具体的施策事業

事業名	内容
①広報紙、ホームページなどによる周知・啓発	・広報紙やホームページなどで男女共同参画及び人権に関する周知・啓発を行います。
④学校などにおける男女共同参画に向けた教育の推進	・こども園、学校、家庭及び地域における男女の相互協力や男女の対等な社会参画、多様な性的指向・性自認について理解促進を図るとともに、人権意識が高い思いやりのある園児、児童生徒を育成します。 ・園児、児童生徒、一人ひとりが持つ個性や能力を発揮できる教育を推進します。

主な目標指標及び目標値

目標指数	現状値※	目標値
「男女共同参画社会」を見たり聞いたりしたことがある人の割合	57.1%	70.0%
男女の地位の平等 「平等である」と答えた人の割合 ・学校教育の場	46.2%	60.0%

※ 現状値：本町の事業については令和3年度の数値、住民意識調査は令和4年度の数値

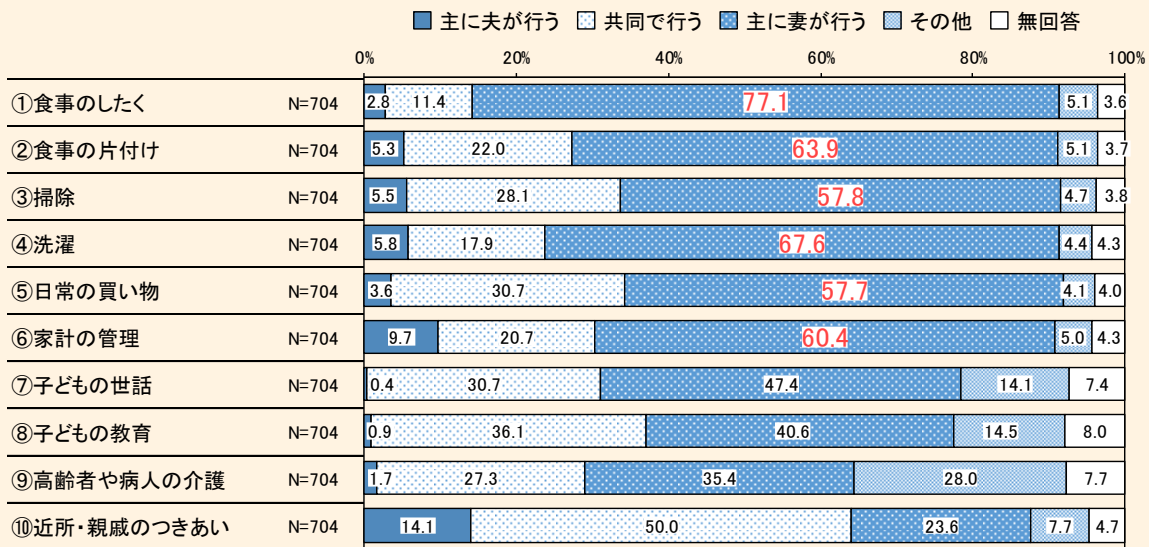
基本目標Ⅱ 誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり

垂井町の現状

住民意識調査によると、「①食事のしたく」「②食事の片付け」「③掃除」「④洗濯」「⑤日常の買い物」「⑥家計の管理」など、家事の多くを女性が担っている現状があります。

女性の社会進出が進み、共働き世帯が増える中、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、家庭・地域においても男女が共同で行うような意識を高める必要があります。

日常的な仕事の役割分担



主な具体的施策事業

事業名	内容
⑩就労の場における男女共同参画の促進	・女性の働く権利の保障と男女が平等に扱われる職場づくりに向け、男女の雇用機会の均等を図るよう事業所への啓発に取り組みます。など
⑱育児休業・介護休業制度の取得に向けた啓発	・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の必要性、育児・介護休業制度に関する情報を提供し、休業取得に向けた啓発を行います。
⑳地域活動・社会活動団体における男女共同参画の推進	・自治会や地域活動・社会活動団体、保護者会、PTA、子ども会などに、性別に関わらず参画できるよう意識啓発に努めるとともに、性別に捉われず責任ある立場を担う意識づくりを推進します。

主な目標指標及び目標値

目標指数	現状値	目標値
職場での男女平等「平等である」と答えた人の割合（全体的には）	23.7%	40.0%
子育てに関する支援サービスが充実していると感じている住民の割合	50.1%	60.0%
地域活動に参加していると答えた人の割合	44.5%	60.0%

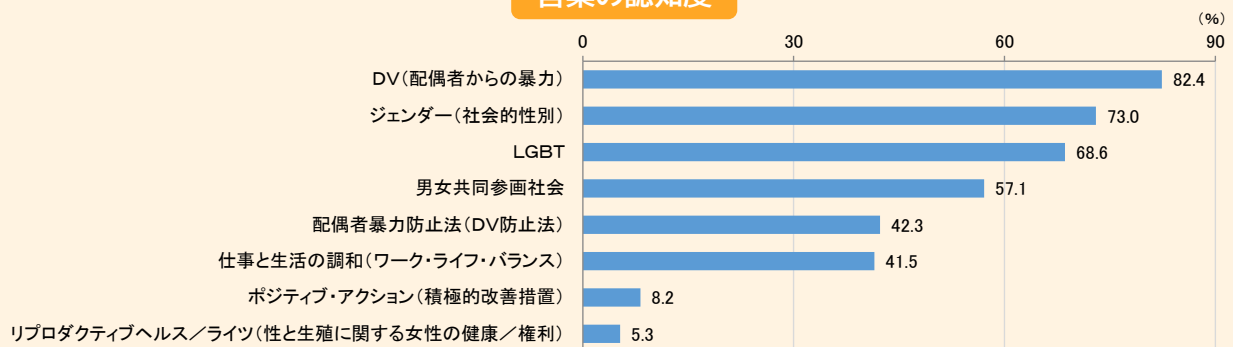
基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心を感じることができる暮らしの実現

垂井町の現状

住民意識調査によると、性の多様性の言葉の認知度については、「ジェンダー（社会的性別）」（73.0%）、「LGBT」（68.6%）で言葉の認識は高まっていることがうかがえます。

今後は、さまざまな困難な状況に置かれている人たちが自立して生活できる社会を構築するとともに、性的少数者の人たちが周りの人の無理解や偏見、差別に苦しむことのないよう、多様な性のあり方を理解し認め合うことができる社会を実現していく必要があります。

言葉の認知度



主な具体的施策事業

事業名	内容
②⑨相談体制の充実	・DV防止法により被害者に対して各種の保護を行う中心的な役割を担うとされている配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関との連携強化を図り相談体制の充実を図ります。 など
③③母子保健サービスなどの充実	・安心して出産・子育てができるよう関係機関と連携を強化し、母子の健康づくりのため健康診査や健康相談などサービスの充実を図ります。また、妊婦健診、産婦健診、赤ちゃん訪問、乳幼児健診、子育て支援事業など母子保健対策の一層の充実を図ります。 など
⑤⑤さまざまな困難を抱える人に対する支援	・生活困窮者に対しては、相談対応により状況の聴き取りを行い、その困窮程度に応じた適切な支援が受けられるよう、生活困窮者自立支援法に基づき、関係機関が実施する相談支援事業と連携を図ります。 など

主な目標指標及び目標値

目標指数	現状値	目標値
配偶者からの暴力について相談できる窓口を「知らない」人の割合	17.3%	10.0%
LGBTの認知度（見たり聞いたりしたことがある人の割合）	68.6%	80.0%

垂井町第3次男女共同参画プラン（概要版）

【発行者】垂井町 〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代 2957-11 TEL：0584-22-1152（直通） FAX：0584-22-5180
 【発行年月】令和5年3月 【編集】企画調整課 企画係